

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第五条の二十一まで（現行のとおり）</p> <p>（一般管理口座の更新）</p> <p>第五条の二十一の二 一般管理口座は、規則で定める期間ごとに、その開設を受けた者が、知事による一般管理口座の更新を受けなければ、当該期間の経過によって、知事により廃止されるものとする。ただし、当該開設を受けた者が当該期間の満了の日において指定地球温暖化対策事業者その他規則で定める者である場合における一般管理口座については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定による更新を受けようとする者は、規則で定める期間内に、一般管理口座の更新について、その氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他規則で定める事項を記載した申請書を、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。</p> <p>3 知事は、前項の規定による申請があつた場合には、当該申請書又はその添付書類のうちに重要な事実の記載が欠けているときを除き、一般管理口座を更新しなければならない。</p> <p>4 第二項の規定による申請があつた場合において、第一項の期間の満了の日までにその申請に対する一般管理口座の更新がなされないときは、当該一般管理口座は、当該期間の満了後もその更新がなされるまでの間は、なお引き続き知事により開設されているものとする。</p> <p>第五条の二十二及び第五条の二十三（現行のとおり）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第五条の二十一まで（略）</p> <p>第五条の二十二及び第五条の二十三（略）</p>

(管理口座に記録されている事項の証明の申請)

第五条の二十三の二 管理口座の口座名義人は、知事に対し、当該管理口座に記録されている事項のうち、規則で定める事項を証明した書面の交付を、規則で定めるところにより申請することができる。

2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、その申請者に対し、規則で定めるところにより、当該申請に係る事項を証明した書面を交付するものとする。

(削減量口座簿に係る手数料)

第五条の二十三の三 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手料を納付しなければならない。

一 第五条の二十一第三項の規定による一般管理口座の開設の申請をしようとする者(指定地球温暖化対策事業者その他規則で定める者を除く。) 一口座につき一万三千四百円

二 前条第一項の規定による管理口座に記録されている事項を証明した書面の交付を申請しようとする者 一通につき四百円

2 知事は、特別の理由があると認めるときは、前項の手料を減額し、又は免除することができる。

第五条の二十四から第八条の四まで (現行のとおり)

(措置命令)

第八条の五 知事は、特定地球温暖化対策事業者又は特定地球温暖化対策事業者であつた者(以下「特定地球温暖化対策事業者等」という。)が第五条の十一第一項の義務を履行できなかつたと認めるときは、当該特定地球温暖化対策事業者等に対し、相当の期限を定めて、第一号の量と第二号の量を同量にすることを命ずることができる。

第五条の二十四から第八条の四まで (略)

(措置命令)

第八条の五 知事は、特定地球温暖化対策事業者又は特定地球温暖化対策事業者であつた者(以下「特定地球温暖化対策事業者等」という。)が第五条の十一第一項の義務を履行できなかつたと認めるときは、当該特定地球温暖化対策事業者等に対し、相当の期限を定めて、第一号の量と第二号の量を同量にすることを命ずることができる。

一 第五条の十一第一項の算定排出削減量が削減義務量に不足した量に、当該不足の量に十分の三を上限として規則で定める値を乗じて得た値を加えた量

二 命令があつた日の属する削減義務期間(第五条の十八の規定により削減義務期間が変更された場合その他の規則で定める場合にあつては、規則で定める期間)における算定排出削減量であつて、知事が認める量のうち、充当記録(当該命令の履行に充てるものとして規則で定める手続により第五条の十九第一項の削減量口座簿に記録することをいう。以下同じ。)を行つた量

2から4まで (現行のとおり)

第八条の六から第百六十五条まで (現行のとおり)

別表第一から別表第十三まで (現行のとおり)

一 第五条の十一第一項の算定排出削減量が削減義務量に不足した量に、当該不足の量に十分の三を上限として規則で定める値を乗じて得た値を加えた量

二 命令があつた日の属する削減義務期間における算定排出削減量であつて、知事が認める量のうち、充当記録(当該命令の履行に充てるものとして規則で定める手続により第五条の十九第一項の削減量口座簿に記録することをいう。以下同じ。)を行つた量

2から4まで (略)

第八条の六から第百六十五条まで (略)

別表第一から別表第十三まで (略)